

三重県「建設企業における災害時の事業継続計画登録制度(三重県建設 BCP 登録制度)」 実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、三重県県土整備部が建設企業における災害時の事業継続計画の登録を実施するにあたり、その運用及びその他必要な事項について定めるものである。

(目的)

第2条 三重県は災害時において、緊急輸送道路の早期確保や河川堤防、港湾施設など社会基盤の応急復旧を講じる責務を担っており、その実施に際しては建設企業の協力が必要不可欠である。

本制度は、建設企業が備えている事業継続計画を三重県県土整備部が評価し、評価基準に適合した建設企業の登録及び当該建設企業の公表により、建設企業における事業継続計画の策定を促進し、もって三重県の災害応急対策の円滑な実施と地域防災力の向上を目的とするものである。

(用語の定義)

第3条 この実施要領において次に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

イ 「評価要領」とは、三重県県土整備部が別途定める『三重県「建設企業における災害時の事業継続計画登録制度(三重県建設 BCP 登録制度)」評価要領』をいう。

ロ 「評価」とは、評価要領に基づき行う評価のことをいう。

ハ 「登録確認証」とは、評価要領に定める基準に適合した建設企業に対し交付する確認証のことをいう。

(登録の申請)

第4条 本制度への登録を受けようとする企業(以下「申請企業」という。)は、三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている三重県内の主たる営業所における事業継続計画策定の取組について、評価要領に定める申請書及び添付書類(以下「申請書類」という。)を整え、三重県県土整備部理事に申請するものとする。

2 申請企業は、三重県県土整備部が同等と認める類似制度の認証を取得している場合は、当該認証を取得していることを証する書類の提出により、前項の申請に代えることができるものとする。

(申請の受付)

第5条 前条に定める申請の受付は、三重県県土整備部建設業課が行う。

- 2 申請の受付にあたり、申請書類の遺漏、記載漏れ等を確認するものとする。
- 3 その他、申請書類の作成に関する疑義の対応を行うものとする。

(評価の実施)

第6条 評価は、書類の確認により実施するものとし、申請書類の内容により登録の可否を判断する。

(登録確認証の交付)

第7条 評価基準に適合した申請企業に対し登録確認証を交付するものとする。また、登録確認証の交付を受けた申請企業については三重県ホームページ「建設業のための広場」で公表を行うものとする。

(登録確認証の有効期間)

第8条 登録確認証は、交付の日から原則3年間を有効期間とする。

(不適合通知書)

第9条 申請書類に虚偽記載等が判明した申請について、不適合通知書を申請企業に交付するものとする。

- 2 前項の通知書を交付された申請企業については交付の日から1年間に渡り、第4条に定める登録の申請を禁止するものとする。

(登録の取消し)

第10条 登録確認証を交付した企業が次の事項のいずれかに該当する場合は、登録を取消すものとする。

なお、登録の取消しを受けた場合は、登録確認証の有効期間にかかわらず、登録の効力を失うものとする。

イ 登録後において申請書類に虚偽の記載があったことが判明した場合

ロ 登録を受けた企業が合併等により組織を改編した場合（次条による登録の継続が認められた場合を除く。）

ハ その他、登録の取消しが必要な場合

- 2 前項ロの場合を除き、登録の取消しを受けた企業は、その取消しの日から1年を経過しなければ、登録の申請を行えないものとする。

(合併等による登録の継続)

第11条 登録を受けた企業が合併等（合併、事業譲渡、会社分割）により組織を改編した場合で、登録を継続させようとする場合は、申請書類を整え、三重県県土整備部理事に申

請するものとする。

2 登録の継続が認められた企業には、継続通知書を交付するものとする。

合併等による登録の有効期限は、登録済の有効期限とする。合併等を行う企業が全て登録を受けている場合は、有効期限が長い企業の有効期限とする。

なお、必要に応じて登録確認証を再交付するものとする。

(登録の更新)

第12条 登録の更新を受けようとする企業は、登録確認証の有効期間内に、第4条に定める申請手続きを行うものとする。

2 前項の申請がなされた場合は、登録確認証の有効期間にかかわらず、登録の更新にかかる評価が完了するまでの間は更新前の登録を有効とみなす。

(天災等による有効期間の延長)

第13条 天災等により、三重県県土整備部において申請受付ができない場合は、登録確認証の有効期間を延長（6ヶ月単位を原則とする）できるものとする。

2 天災等により、登録の更新を受けようとする企業の申請に支障がある場合は、有効期間の延長申請があった企業の登録確認証の有効期間を延長（6ヶ月単位を原則とする）できるものとする。

(守秘義務)

第14条 三重県県土整備部は、本制度により知り得た個人情報や企業情報について関係法令を遵守し適切に対応するものとする。

(その他)

第15条 この実施要領は令和4年10月5日から適用する。